

第三十四回国会 参議院法務委員会會議録第十五号

昭和三十五年四月十九日(火曜日)午前十一時三十二分開会

委員の異動

四月十四日委員後藤義隆君辞任につき、その補欠として小林武治君を議長において指名した。
四月十五日委員小林武治君辞任につき、その補欠として後藤義隆君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 大川 光三君
理事 井川 伊平君
後藤 義隆君
高田 なほ子君

委員

林田 正治君
平井 太郎君
前田 佳都男君
千葉 信君
赤松 常子君
市川 房枝君

政府委員

法務大臣官房司 津田 実君
法法制調査部長 竹内 寿平君
法務省刑事局長 内藤 順博君
最高裁判所長官代理人 守田 直君
事務局長 長井 澄君
人事局長 長井 澄君
総務課長 長井 澄君

事務局側

常任委員 西村 高見君
会専門員

本日の会議に付した案件

○理事の補欠互選の件

○刑法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○裁判所法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(大川光三君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

この際、委員の異動について御報告いたします。

四月十四日付、後藤義隆君辞任、小林武治君選任。

四月十五日付、小林武治君辞任、後藤義隆君選任。

以上であります。

○委員長(大川光三君) 次に、理事の補欠互選を行ないます。

ただいま申し上げました通り、後藤理事が一時委員を辞任されたため、理事に一名の欠員を生じておりますので、この際、理事の補欠互選を行ないたいと存じますが、その方法は、慣例により、その指名を委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(大川光三君) 御異議ないと認めます。それでは私より、後藤義隆君を理事に指名いたします。

○委員長(大川光三君) 次に、刑法の一部を改正する法律案を議題に供します。御質疑のある方は御発言を願います。

○井川伊平君 この前、だいぶ長く質問をいたしましたのでありますが、引き続きまして、なお若干の質問をしたいと存じます。

不動産を侵奪された場合におきまして、その直後に、引き続いて、その侵奪された不動産を取り戻そうとする努力が被害者側において試みられる、そういう場合に、侵奪者が、取り戻されることを拒もうとする努力のため、暴行または脅迫等が用いられる、こういうようなことはあるだろうと存じます。が、こういう場合に、刑法の二百三十八条、事後強盗の適用、これはどうなるかにつきましてお伺いいたしたいと存じます。

○政府委員(竹内寿平君) 刑法第二百三十八条の事後強盗の規定は、不動産侵奪の場合には除外されるという建前でございます。従いまして、二百三十八条は適用を見るような改正をいたしておられないのでございます。で、ただいま御指摘のように、二百三十八条に相当するような事例がないとは保証がたいのでございますが、私どもが調査をいたしました実例、あるいは、不動産と違ひまして、不動産の場合に多く行なわれておる形態を考えてみますと、多くは、侵奪が行なわれてから後に、被害者がそれと気づいて取り戻しに向かう、その機会に、たゞいま御指摘のような暴行、脅迫が行なわれる場合が多いのでございます。そういう場合には、二百三十八条の規定のようになります。

○委員長(大川光三君) 次に、刑法の一部を改正する法律案を議題に供します。御質疑のある方は御発言を願います。

ことになりました。もし、暴行、脅迫等の行為がありまして、二百三十八条に相当するいわゆる事後強盗という意味においてではなくて、暴行、脅迫の罪で処断しなければならないことに、法律解釈上なると思ふのでございます。それから、これは申すまでもないことですが、侵奪の行なわれておる――まだ既遂に至っていない、そういう犯行の途中において、暴行、脅迫がありまして、二百三十八条の第二項のいわゆる強盗になるわけでございますから、かたがた二百三十八条のような場合も観念的に想像し得ます。また理解され得るところでございます。

○井川伊平君 今の御答弁の趣旨についてさらにお伺いするのであります。二百三十八条を適用するためには、それが、一応は侵奪された後に、被害者がそれと気づいて取り戻しに向かう、その機会に、たゞいま御指摘のような暴行、脅迫が行なわれる場合が多いのでございます。そういう場合には、二百三十八条の規定のようになります。

○委員長(大川光三君) 次に、刑法の一部を改正する法律案を議題に供します。御質疑のある方は御発言を願います。

○井川伊平君 そのうち、二百三十八条の適用は、二百三十八条の規定が適用されるわけでございます。その間、非常な場合には、二百三十八条の規定が適用されるわけでございます。その間、非常に密接しておるのでございますけれども、一応観念的には二百三十八条と二百三十八条とは区別して考えられるわけでございます。二百三十八条の適用は、二百三十八条の規定が適用されるわけでございます。その間、非常に密接しておるのでございますけれども、一応観念的には二百三十八条と二百三十八条とは区別して考えられるわけでございます。

○政府委員(竹内寿平君) その点は少し違ひるのでございまして、二百三十八条は犯罪の行なわれておるときに被害者がかけつけた、そこで暴行、脅迫があったという場合に当たるわけでございます。それから二百三十八条は、申すまでもなく、犯罪はもうすでに既遂になっておるのでございまして、その犯罪の現場あるいはその犯罪の行なわれた直後、そういう機会に取り戻そうとするものに対して暴行、脅迫を加えた場合は、二百三十八条の規定が適用されるわけでございます。その間、非常に密接しておるのでございますけれども、一応観念的には二百三十八条と二百三十八条とは区別して考えられるわけでございます。

○井川伊平君 そのうち、二百三十八条の適用は、二百三十八条の規定が適用されるわけでございます。その間、非常に密接しておるのでございますけれども、一応観念的には二百三十八条と二百三十八条とは区別して考えられるわけでございます。

○井川伊平君 そのうち、二百三十八条の適用は、二百三十八条の規定が適用されるわけでございます。その間、非常に密接しておるのでございますけれども、一応観念的には二百三十八条と二百三十八条とは区別して考えられるわけでございます。

が、そうしますと、犯罪の着手と既遂との点が相当いろいろの場合について考えられてくるわけになります。一体、不動産侵害罪の既遂はどういうときに既遂となるべきか、あるいは着手はどういうときであるか、この点につきましても、できるだけいろいろの場合を想像してお答えを願いたいと思います。

○政府委員(竹内寿平君) 土地、建物に対する侵害行為は、特に土地につきましても大きく分けまして二つあるように思います。その一つは、いわゆるパラ線を張りめぐらしてこれを侵害する場合でございます。それからもう一つは、たがひたがひ上げてますように、土地の上に建物を建てて侵害する場合でございます。このパラ線を張りめぐらして侵害をいたします場合には、パラ線を張りめぐらして他人の立ち入りを禁止して自己の支配を確立するというのが、パラ線を張りめぐらすための打ちがはじまったというふうなときには侵害の着手があると、こ

う見ていいと思います。それからパラ線の敷設を終わらせて、他人の立ち入りを禁止し、自分がやるかあるいはこれにかわる者がその土地の支配を確立した、こう社会通念上見られます場合には、犯罪は既遂になる、かように考えるわけでございます。

それから建物を構築する方法で侵害をいたします場合には、目的の土地の上に建築資材を運び込み、その量が非常に多いという場合には、運び込んで荷おろしをしたときにはすでに着手があったと見ていいと思いますが、特

にはつきりいたしますのは、土地の上に土台石を据えつけたといったような行為、基礎工事を始めたような場合には、もはやこれは犯罪の着手があったとして何人も疑わないところであらうと思います。そしてこの建物を築造してしまつて、犯人——本人がそれに入居を開始したというときには、もはや既遂になったというふうに考えるわけでございます。

それからもう一つは、建物に対する侵害でございますが、この場合には、不法領得の意思をもってその建物に接近して、あるいは雨戸をこじあけて中に入った、こういうときには犯罪の着手があったと見ていいと思います。そしてその家をあたかも自分の家のように使つて、住み込んでしまつてというふうな行為がございまして、もはやその家に対する支配権を確立したものであるというふうに見得るのでございまして、その場合に犯罪は既遂になる、かように考

えておる次第でございます。

○井川伊平君 建物侵害の場合です。あき家があるとすると、それを侵害する意思をもちまして、とりあえず荷物を運んだ、次の荷物を取りに行つておる、だから人はいない、そのときに家主が発見いたしましたして、荷物はすでに入つて家の占有が一部向こうに移つてゐるのであるけれども、次の荷物を取りに行つてゐるという場合に、荷物を運んで来たときに入れないとして押える、そういうときに暴行脅迫が用いられてけがしたという場合に、もし二百三十八条を適用しないとすると、被害者はかわいそうじゃありませんか。

○政府委員(竹内寿平君) ただいまのような場合には、二百三十六条二項で……

○井川伊平君 しかし既遂になつておるじゃありませんか、すでに荷物を運んで、人は次の段階で出てはいつてゐるけれども、一たん人は入つてきて、荷物まで入れて、別用でまた出て行つてゐる、そういう場合には、すでに既遂になつておるでせう。既遂になつておるとすれば、二百三十六条では何ともしようがないじゃありませんか。

○政府委員(竹内寿平君) その事実関係をどういふふうに観念するかというところで違つて参ります。ただいまのような場合ですと、その荷物だけでは生活ができなくて、さらに他の荷物を取りに行つてゐる不在になつておる状況でございまして、建物に侵入して着手があつた、それからさらにその建物を自分の家の用に使用するための過程に起つた事柄でございまして、まだ既遂になつてゐるというふうに見ることは、社会通念上適當でなからうというふうに考へるのであります。そうだとしますと、やはり二百三十六条の適用を見る場合に当たるといふようなことになりまして……

○井川伊平君 どうもその点、私十分に納得がいきませんが、これ以上は押し問答になりそうですからやめましよう。(高田なほ子君 納得をいかしてもらわないとあとで大へんですよ)と述ぶ。説明は十分できたんでしよが、私の頭が悪いから納得できないのでしよから……

次にお伺いいたします。これはこの前もちょっとお答えいただいたものでは

ないかと思いますが、別の項の御説明のうちにあつたかとも存じますが、すでに既往になりまして土地侵害行為によりまして土地を侵害しておる、その上に建築した建物がある、それは本法改正施行後におきまして増改築をする、こういう場合において犯罪は成立することになるかどうかという点、ちよつとお答えがあつたと思ひますが、あらためて承つておきます。

○政府委員(竹内寿平君) 既存の建物を改築する場合に、一般的に申しましてすでに侵害された土地の利用でございまして、新たな侵害行為があつたとは言われないので、消極に解するのでございまして。ただ、しかしながら改築をいたします場合に、たとへば十坪の土地を侵害しておつて、十坪一ぱいに家を建てておつた者が、今度は改築に際しましては十五坪に、名前は改築でございまして、改築と増築を兼ねたようなことで十五坪の建物をそこに建てたということになりますと、土地も五坪だけ広がつて参つておりますし、そういういたしますと、その十五坪全体について新たな侵害罪が成立するといふふうに考へるわけでございます。増築といふ場合を含めましてお答え申し上げた次第でございます。

○井川伊平君 ただいまのお答えでは、たとえば十五坪の土地を侵害して十坪の家を建てておる、あと五坪ですね、この用途いかによるといふ御趣旨ではないかと思ひますが、その十坪の建てておる建物の利用上、当然に庭であるとか通路であるとかいうふうなふりして使用しておる場合はどうなのであるか、十五坪の土地のうち十坪の家を建てて、土地十坪だけは家の

ために使つておる、あとの五坪は家の利用のためでなく、家のためには使つてない、何か別の用途が何か、そういうふうな用途の關係で、今言つたようなお話になるわけですか、承ります。

○委員(大川光三君) ちよつと関連して私からも伺ひたい。すでに十坪の土地を侵害して物を建てておる、さらに五坪侵害することによつて十五坪についての侵害罪が成立するというふうな理屈でありますが、それはどういふ理屈であつて御答を願ひたい。

○政府委員(竹内寿平君) 委員長の御質問も兼ねましてお答え申し上げます。十五坪の土地をすでに侵害しておつた者が、その侵害した土地の中に、十坪だけが家のために使われる、他は通路その他に使つておる。要するに十五坪がすでに侵害してある、すでに侵害が終つておるものである、といふことを前提といたしますと、その建物を改築して十坪を十二坪にした、あるいは十五坪の範囲内で建物を建てたといふことがあつても、それは新たな侵害とは見られないといふことにならうと思ひます。

それから委員長の御質問のございまして十坪侵害してあるところに、新たな五坪を追加して、そして十五坪として新たに家を建てたといふような場合には、前の十坪を差し引かないかといふ御質問にならうかと思ひますが、これは詐欺罪等におきましてもその例がございまして、全体としてまあ千五百円の詐欺でありまして、千円だけは理由があるといふことになりまして、全体として千五百円の詐欺と見ら

れる場合と同じような法理によりまして、やはり十五坪について本法施行後にもし十五坪の侵害があつて、あわせて十五坪の家を建てたという場合には、全体として觀察いたしまして、十五坪について侵害罪が成立するといふように解釈して差しつかえないものと考えております。

○井川伊平君 次に別の問題ですが、一時の使用の目的で他人の不動産を不法占拠した場合に、動産に対すると同様に、不動産侵害罪は成立しないと解しますか、いかがでありますか。

○政府委員(竹内寿平君) ただいまの御指摘の通りでございます。使用侵害といふものは侵害罪にあらず、あたかも使用窃盗が窃盗でないのと同じでございます。これは、要するに不法領得の意思がないといふところから、そういうふうな結論されると思ひます。

○井川伊平君 次に別の問題。労働争議の場合等におきまして、不動産侵害罪の規定が適用されるような場合があるとも考えられますが、あるかないか、例をあげて御説明を願ひたいと存じます。

○政府委員(竹内寿平君) 労働争議におきまして争議行為として違法性を阻却される場合は、もとより不動産侵害罪などの成立する余地はないわけでございますが、争議行為として逸脱いたしておりますために、違法性が阻却せられない場合、いわゆる争議行為の手段としてなされるすり込み、シット・ダウンといふような行為が不動産侵害に当たる場合があるかどうかといふ御質疑でございますけれども、そのシット・ダウンのあらゆる形態を考慮してみしても、これは非常に態様が広

いのでございますから、一概に申せませんが、およそ想像されます場合において、争議行為の手段としてなされるシット・ダウンは不法領得の意思といふものは考えられないのでございまして、その成立する場合は、私どもとしては理解しにくい、ほとんど成立しないと思ひます。ただ、しかしながらほとんどという言葉を申しますゆえんのもは、過去において最高裁の裁判にもかかつておる、いわゆる生産管理といふものの、極端な生産管理だといわれる——この生産管理という言葉も非常に広いのでございまして、一概に生産管理が入るのだという説明は困難でございますが、過去の最高裁の判例に現われておる一、二の事例でございまして、最高裁の判例では、生産管理中に物を持ち出した者を窃盗と見ておるわけでございますが、そのような極端な場合には、不動産侵害といふことがあるいは考えられる余地があるかとも存じますが、そういう事例は最近には起こつておらないのでございまして、將來も起こることはなからうといふふうに考えますので、争議手段として行なわれるいわゆるシット・ダウン、それが、争議手段が逸脱しておるために違法性の阻却されない場合におきましても、不動産侵害として処理されるという事例はあり得ないといふふうなのが、私どもの考えでございます。

○井川伊平君 シット・ダウンの場合等におきましては、よく私も承知ですが、生産管理の場合において、今ある、ないは別として、動産を持ち出して売つた場合は窃盗になる、あるいは生産機構を生かして資本家側の氣勢とは別に生産に一時着手したとす

れば、生産していけるわけでしょう。しかし、それはいつまでも続くという意思ではないからして、最終的に自己の領得の意思はないのだけれども、一時的な領得の意思があるように考えられる場合があるが、領得の意思には一時的という觀念が考えられるかどうか、この点につきましてお伺いをいたします。

○政府委員(竹内寿平君) 不法領得の意思につきましても、幾つかの判例がすでに出ておりましたが、ほぼ確立しておると思ひますが、窃盗罪についての不法領得の意思に関する判例を申し上げますと、昭和二十六年七月十三日、最高裁の第二小法廷の判決によりまして、権利者を排除して他人の物を自己の所有物のごとくその経済的用法に従ひ、利用または処分する意思であるといたしております。それからその少し前に、昭和二十四年六月二十九日、最高裁大法廷の判決、それから昭和三十三年九月十九日、最高裁の第二小法廷の判決にも、他人の物の占有者が、委託の任務に背いて、その物につき権原がないのに、所有者でなければできないような処分をする意思、これは横領罪についての不法領得の意思の判例でございます。また昭和二十六年七月十三日の最高裁の判決によりますと、永久的にその物の経済的利益を保持する意思であることを必ずしも必要としな

い、こういうふうないろいろな角度から論じておりまして、結局私どもの理解いたしますところでは、不法領得の意思と申しますのは、要するに、所有権の内容を實現する意思あるいはもつばら所有権者らしくふるまふことにあつて、これは所有権者の地位に立つて、所

有権者のようにふるまふ意思が認められれば、それをもつて足りるのであつて、所有権者が十全に所有権を行使すべきであるのかかわらず、所有権者の十全な所有権行使の可能性を排除して、みづから所有権の内容を實現する意思、むずかしう言つと、そういうことになるわけでございますが、そういうふうなことを、そういう内容のものでございまして、従ひまして、今シット・ダウンの場合に、労働者側が経営者側の財産を占有、占拠しておる場合に、今申しましたように、永久的にその物の経済的利益を保持する意思まで必要としない、こう判例はいつておりますが、さればといつて、単にこの一時的に使用するだけのものは、いわゆる使用窃盗、使用侵害といふように、不法領得の意思はそういう場合に認められないのでございまして、この辺の不法領得の意思をどう見るかに

よりまして、範囲は広くもなり狭くもなるわけでありまして、今幾つかあげました判例の説明だけでは、なかなかわかりにくいのでございしますが、この説明が出てきた背景をなしております事実関係等を見ますと、先ほど来私が申し上げますように、シット・ダウンの場合には不法領得の意思はない、こゝろ見るのが相当のうちに考えるのでございまして。

○委員長(大川光三君) ちょっと関連して伺いたい。とつぱなお伺いですが、工場財団は不動産侵害罪の対象になるかという疑問に御説明をいただきたい。

○政府委員(竹内寿平君) ここに申しますところの不動産は、民法八十六条に規定してあります「土地及び其定

着物」に限定をいたして考えております。ただいま御指摘の工場財団、工場抵当法十四条に規定してあります工場財団は、鉱業財団などと同じように、いわゆる「看做ス」不動産といわれておる、不動産とみなされておるものでございまして、これは抵当権を設定しますところの便宜の手段として、本来不動産ではないものを不動産とみなして抵当権の設定を許すという趣旨のため規定でございまして、本来が不動産でないものを不動産侵害罪の中に含めて解釈いたしますことは適當でございまして、私どもの解釈といたしましては、みなされておる不動産は含まないという解釈でございまして。

○井川伊平君 境界毀損罪の被害者はだれであるかという問題。当該の境界に接する土地の占有者、使用者であるか、所有者であるか、両者を含むか。これは告訴の場合の告訴権の存在の問題で、そういう点が考えられますが、被害者はだれでありますか。

○政府委員(竹内寿平君) 境界毀損罪の被害者といひましては、一応境界線によつて利害關係を持つております隣地の所有者とか、そういう人が被害者として一応見られるのでございまして、そういう人たちはもちろん告訴権を持つておると思ひます。それからまた、被害者とは見られないといひましたも、それに利害關係を持つておる人たちは、やはりむろん告訴権はあると思ひます。ただ、この罪の性質上、前にもちよつとお答へ申し上げたかとも思ひますが、単なる器物の損壊罪ではなくて——器物の損壊罪でございまして、器物の効用を滅失する罪でございまして、器物そのものについての

有権者のようにふるまふ意思が認められれば、それをもつて足りるのであつて、所有権者が十全に所有権を行使すべきであるのかかわらず、所有権者の十全な所有権行使の可能性を排除して、みづから所有権の内容を實現する意思、むずかしう言つと、そういうことになるわけでございますが、そういうふうなことを、そういう内容のものでございまして、従ひまして、今シット・ダウンの場合に、労働者側が経営者側の財産を占有、占拠しておる場合に、今申しましたように、永久的にその物の経済的利益を保持する意思まで必要としない、こう判例はいつておりますが、さればといつて、単にこの一時的に使用するだけのものは、いわゆる使用窃盗、使用侵害といふように、不法領得の意思はそういう場合に認められないのでございまして、この辺の不法領得の意思をどう見るかに

よりまして、範囲は広くもなり狭くもなるわけでありまして、今幾つかあげました判例の説明だけでは、なかなかわかりにくいのでございしますが、この説明が出てきた背景をなしております事実関係等を見ますと、先ほど来私が申し上げますように、シット・ダウンの場合には不法領得の意思はない、こゝろ見るのが相当のうちに考えるのでございまして。

○委員長(大川光三君) ちょっと関連して伺いたい。とつぱなお伺いですが、工場財団は不動産侵害罪の対象になるかという疑問に御説明をいただきたい。

○政府委員(竹内寿平君) ここに申しますところの不動産は、民法八十六条に規定してあります「土地及び其定

権利者が被害者になるわけでございます。これは器物の損壊じゃなくて、境界がわからなくならないようにというところで、境界が明確になっておるということが保護される法益でありまゝす。従つて、この法益は、単なる私人の利益ということばかりではなくて、かなり公共的性格の強いものでございます。従つて、詰めて参りますと、それが被害者であるかということは、な

かなが言いくいのでございますが、一応、ただいま申し上げましたように、隣地の所有者とか、あるいはこのの境界があることによって何らかの利害関係を持っております人たちがここにいわゆる被害者に当たると考えます。

○井川伊平君　今のお答え、前後でちよつとはつきりしない点があるので、正権原に基づいて占有あるいは使用しておる者、これは被害者のうちに入るのか、あるいは被害者に入らなないのか、この点はつきり……。

○政府委員(竹内壽平君) 正しい権原に基づいてその土地を利用しており、その利用することから境界に大きな利害関係がある、こういう場合の賃借権者、地上権者、いずれも、所有権者でありませんでも、被害者になるというように考えております。

○井川伊平君　本罪を親告罪とはしなかつたその理由につきまして承りた
い。

○政府委員(竹内寿平君) 先ほどちょっとその点にも触れたわけでございまして、単なる被害者はそういう人たちと思いますが、これはまあ詰めて参りますとそういうことだということであつて、これはその人たちだけの利

害に限られていない。土地の境界が明確になつておるといふことは、公共的な性格も持つておるのでございます。従つて、被害者だけが処分をして、その被害者が了承すれば事が済むという性質のものではございません。従つて、器物損壊罪のように親告罪にすることは適当でないでございまして、そういう意味において親告罪からはずしておるのでございます。

○井川伊平君　今のお話で、そういう場合もありましようが、広い土地を、幾筆もの連続する土地を所有する者が、その土地の一部を他人に貸しているような場合ですね。そういう場合に、境界標が小作人等によって移動されましても、一般人には影響もない。

被害者は、地主に限ってゐる。そういう場合には、親告罪にしてもよろしいのじゃありませんか。一般的な、公共的な何も親念は入ってこない。どうですか。

○政府委員（竹内寿平君） 親告罪は、

どういふ罪について親告罪にするかといふことと関連があるわけでございますが、刑法の各本条の親告罪の規定を見ますと、たとえば名譽毀損罪とか、あるいはこの二百六十一条などにはありますような毀譽罪あるいは隠匿罪の罪の多くでございますが、これらはい

ずれも実体は重要な犯罪でありまして、その個人の処分にかかした方がい

尊重して犯罪にすゝませぬかをきめる
というところからくる親告罪と、それか
ら、犯罪自体がきゝわめて軽微なもので
ございまして、特に本人の意思いかん
によつては処分しないことが公共秩序
の維持の上に役立つというふうに考へ

告罪という考え方が出てきておると思
います。この二百六十二条ノ二の境界
毀損罪の内容を見ますと、先ほど申し
ましたように、被害法益というものは
境界を明確にしておくというところに、
保護する法益があるわけでござい
まして、その法益は決して一個人の勝
手にしていい事柄ではなく、非常に公
共的な性格を持つておるといことが

一つと、それから同じ毀棄罪の章の中に掲げてはありますけれども、若干千の二百六十一条などの規定と違ひまして、器物そのものの効用を滅失することじやなくて、器物を通じて境界のとじやなくて、境界を明確にするというところにまあ法益がある

ので法定刑も三年以下ではなくて、五年以下というふうに、かなり高くしておる、重要な犯罪だというふうにも考えられるのであります。そこで名譽毀損罪のように個人的なものでもなく、さればといって毀棄罪のように非常に

○井川伊平君　最後にもう一点お伺いたしますが、境界を毀損する行為でございます。

と、毀損した上において隣の土地を取り込んだといったような侵奪罪と、両方行なわれるという場合があります。

ね。この場合、兩方行なわれたといふ場合におきまして、これは併合罪の考えによつて考えて間違いないか、あるいは牽連犯の關係においてこれは解釈すべきものか、こういう点につきまして、二個の犯罪が行なわれておりま

い。
○政府委員（竹内寿平君） お尋ねのようには境界毀損罪と不動産侵奪罪の二罪が成立する場合があります。でございます。その二つの罪があります場合に、その両者の罪蓋の関係処理の場合に、それが併合罪になるか牽連犯になるか、あるいは想像的競合罪になるかと、いふ点は、まあ学問上も一つの研究課

題であるわけですが、私どもの理解いたしますところは、いわゆる想像的観合、一所為數法という一つの行為で二つの罪名に触れるという行為に当たるものと、まあ解釈いたしておきます。

○井川伊平君　一つの行為で二つでは

なくて、その行為のうちにほこれたというのと、次に、一步踏み込んで向こうの土地の方に入っていくという行為は、別の行為じゃありませんか。標識をこわしてしまった行為と、言いかければバラ練を張ってあったやつをバ

ラ線を取りこわしてしまつた行為とそれから向こうに入つていったという行為とは別の行為でしよう。だから一つの行為で数個の罪名に触れる場合じゃないのですね。

○政府委員（竹内寿平君） まあバラ線をはずしたというのは、これは二百六

十二条の二になるわけで、そこには標識があるといえます、その標識を取りこわしまして、抜いてしまいましたたな

めに両者の境が不明確になってしま
たというところが同時にあり、そうして
その他人の土地の中で、新たに違つた
ところにはラ線を引きめぐらして土地
を侵奪してしまつたと、こういう行爲
の場合でございますが、前の境界線を

抜いてしまつて不明確にしたという行爲が一つ成立します。それからバラ線張りめぐらして他人の土地を侵奪したという行爲がある場合、この行爲は今申しましたように確かに二つの罪に当たるわけですが、しかし行爲は一つの行爲であるというふうに私どもは考えております。

○井川伊平君　どうも、どこかこだわる理由があつてこだわるならば、私は

も、たとえばきのう棒きれを抜いた、
標識を抜いた穴が残っている、目をあ
らためてきょう行つてバラ線を張つた
場合はどうですか。何も境界標を抜い
たといつたつて、全然直ちに境がわか
らなくなるものでもない。穴が残つて

行爲を數罪ではないでしよう。いかがで
しょうか。

残っておつてまだ不明確になつていな
いのだという事実關係でございます
は二百六十二条の二の方は成立しま
せん。二百六十一条の方は成立いたし
ます。ただし、器物を損壊したといふ
ことになりますれば親告罪でございま

が、もし告訴がある場合でありませう。ば、器物毀棄罪と侵奪罪とがどういふ形で成立するかという、こういうこと

場合も、私どもとしましては一個の行為で数個の罪名に触れる場合になると考えております。

○井川伊平君 別に議論する価値がありある問題ではないようであります

が、あなたがくだるわけですから僕も聞きますのですけれども、甲の土地と乙の土地の境に標識がある。その標識を抜いてぶん投げたとすれば、標識は損壊されておる。しかし抜いた穴は残つておるのである。なおその土地の境はつきりしておる。その土地の隣の土地のうちに一歩進んでパラ線を張つたとすれば、全然別の行為によつて二個の行為が行なわれたことになるのじゃないか、一個の行為じゃないかと言ひますが、それは一個の行為とやはりお考えになりますか。

○政府委員(竹内寿平君) 私どもも別に少しも法律論にくだるあらはありませんが、不法領得の意思をもって境界を毀損して、そして隣の土地を侵奪したという場合でございしますならば、領得しようという不法領得の意思も一つでございします。その間に今のようない境界毀損の行為もあつたわけでございますから、たまたま一つの行為が一方においては境界毀損の罪に触れ、他方においては侵奪罪が成立すると、こ

ういふことになるわけで、この場合には、法理論的に申しますならば、侵奪罪と境界毀損罪とが、一個の行為で數個の罪名に触れる場合として成立するといふように考へるのでございします。

○井川伊平君 実際の効果はあまりないようでございますから、この辺で終ります。

○後藤藤隆君 ちょっとお尋ねいたしますが、二百六十二条の二です、すね、今、伊川委員からお尋ねのあつたあの関係の条文ですが、境界標識の損壊、

移動若くは除去シ又ハ其ノ他方法ヲ以テ土地ノ境界ヲ認識スルコト能ハザルニ至ラシメタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ千円以下ノ罰金ニ処ス」と、ここにある境界というものは、甲の所有しておる土地と乙の所有しておる土地の、いわゆる所有権の境界のことを言うことはもちろん當然であるが、そのほかには、甲の所有しておる土地のうちの一部を他人に賃貸したというふうなときに、ここからここまでは貸してあるんだというふうなもので、一応の境界をしてある。そこで所有権を賃貸等の土地の区分ですね。その境界はこれに含むのか含まないのか、その点。

○政府委員(竹内寿平君) おそらく御指摘のように、外国で不動産の侵奪があつた場合には、これを日本人の間でやつた場合には、これを処罰するといふ規定を特に刑法改正までして入れる必要があるかどうかという点になります。と、実際上はおそらく問題はなかりうと思ひますし、また、あつてもきわめて少ないと思ひます。たとへばブラジル等における入植者の人たちの間で行なわれた侵奪罪というふうなもの、一応想像されるわけでございします。が、ただ特にそれを改正いたしましたのは、物盗につきまして外国における犯罪を処罰する趣旨にきておりましたので、物盗と同じ類型の侵奪罪について除きますと、なぜそれを除くのかという除く方の説明がさうぶる困難になる、これは体系からくることとございしますし、刑法体系をいたしまして見ました場合に、さういふ理由から物盗罪と同じように扱うという意味において、外国における犯罪を差し加えたわけでございます。

○委員(大川光三君) ほかに御発言もなければ、本件に対する本日の質疑はこの程度にとどめたいと存じます。

○委員(大川光三君) 次に、裁判所法の一部を改正する法律案を議題に供します。御質疑のある方は御発言をお願いします。なお、当局よりは法務省から津田司法法制調査部長、裁判所から内藤事務次長、守田人事局長が出席されております。

○井川伊平君 それでは私からお伺ひいたします。

第一には、書記官制度に対する基本的な構想についてお伺ひ申し上げます。裁判所書記官制度については、昭和二十三年以来最高裁判所に裁判所書記官制度調査委員会が設けられ、書記官制度に対する検討が加えられ、本法案も右の検討の結果を基礎として立案されたものと解しますが、将来における書記官制度のあり方についての構想のごときものがあれば、この際、これを伺ひたい、かように存じます。

○最高裁判所長官代理者(内藤藤隆君) 私からお答え申し上げます。ただいまのお話の中にございしましたように、最高裁判所といたしましては、昭和二十四年以来、裁判所書記官制度調査委員会を設けて、書記官制度についての検討をいたしております。これは御承知のように、新憲法のもとに司法制度が改められまして、その新しい司法官制度のもとにおける書記官制度はどうかあるべきかということが、この検討している問題の中心になるわけでございします。で、裁判所構成法の時代には、御承知のように裁判所書記官は、長い伝統を持ってその仕事をして参つたのでございしますけれども、新しい司法制度の誕生と同時に、やはりこの制度についても根本的に検討をする必要を生ずるに至つたわけでございます。最高裁判所におきましては、ただいま申し上げました委員会の検討を経まして、裁判所書記官の任命資格、それから研修制度、さういふものにつきて、これを定めたわけでございます。裁判所書記官研修所というふうなものは、その結果、最高裁判所に置かれるようになったわけでございます。

さういふ経路を踏まして今日に至つておるわけでございしますが、さういふ措置によりまして、裁判所書記官の素質、能力というものは非常に向上いたして参つたわけでございます。最高裁判所といたしましては、さういふ素質、能力の向上いたしました書記官に、それに応じた権限を付与していくといふことを考へておるわけでございします。これは御承知のように、終戦後著しく増加いたしました裁判所の事務、それに対応いたしました裁判所の体制といふものの一環として考へられたわけでありまして、裁判所の事件が終戦後著しくふえて参りましたが、その趨勢は今後にも続くと考へますが、それに應ずる体制をいたしまして、裁判官等の増員ももちろん考へなければならぬと思ひますが、日本の法曹の現状から申しまして、ただ増員の対策だけではそれに應じきれないわけでござい

す。従いまして、ただいま申し上げました書記官の素質、能力に就いたところの権限を新たに設けて、そうしてこの裁判事務の能率的、合理的な運営というものを考えることになるわけでございます。

今回の裁判所法の改正は、その一つといたしまして、裁判所書記官に、裁判官の行なう調査の補助という仕事を付け加えるという改正をお願いしているわけでございますが、そういう法律的に高度の事務職務を加えて、そうしてただいま申し上げましたような措置を講じて参りたいと存じているわけでございます。最高裁判所におきましては、今後も書記官制度調査委員会の活動を続けまして、さらに書記官の権限あるいはその待遇等につきまして、検討を加えていくことにいたしているわけでございます。

将来の見通しといたしましては、やはり書記官にさらに相当の権限を持たせて、ただいま申し上げましたような裁判所の仕事の実態に備えていくというふうなことが考えられるわけでございます。これは諸外国にもそういう立法例がございますので、そういうことも参酌しながら、また日本の実情に即するように考慮しながら、そういう制度をとり入れていきたいというふうに考えております。

同時にまた、書記官の待遇につきましても、その職務内容に応じた待遇の改善ということを今後も考えて参りたい、かように存じておるわけでありまして、

○井川伊平君 いろいろ構想を承ったわけですが、書記官側といたしましては、このたびのこの法律案に対

しましては、どういうような気持ちを持っておるかということ。これはすでに相当世論にもなっております。これはわめてはつきりとした気持ちを把握できるのであると存じますが、もし把握できておるとすれば、一般的に承っておりますか。

○最高裁判所長官代理者(内藤頼博君) ただいま申し上げましたように、書記官の任命資格が高められますと同時に、研修等を經まして書記官も実は職務の内容の改正につきまして長年の念願としていたわけでありまして、これは今日までただいま申し上げました書記官制度調査委員会にも反映して参ったのでありますけれども、書記官としては長らくこれを念願として今日に至っておるわけでありまして、その間にいろいろの意見、いろいろの具体的な考えも出ておりますけれども、何らかの形においてそういう前進をした、制度の改正を加えて参りたいというところは、常に私どもの訴えられてきたところでありまして、今回の改正につきましても、書記官といたしましては大きくこれを歓迎しておるわけでありまして、もちろん理想的な考え方から申しますれば、ほんの第一歩にすぎないということは申せざるを得ない、ともかくもこの第一歩を踏み切るといふことにつきましては、書記官ほとんど全員これを歓迎しておる、賛成しておるということを私ども考えております。

○井川伊平君 今回の改正措置の訴訟促進等に対しまして効果につきましては、お伺いをいたします。今回の改正措置は、裁判の促進または裁判官の負担の軽減等に対し、どの程度の効果を期待することができるとか、具体的な資料

がありますれば、その資料に基づきましての御説明を承りたい、こう思っています。

○最高裁判所長官代理者(内藤頼博君) ただいま御承知のように裁判官はいろいろな仕事をしつづけているわけでありまして、広範な判例、学説等の調査、その他いろいろの資料の調査にもみずから当たっておるわけでありまして、その上に、記録を読み直すことはもちろん、判決の起案等いろいろそういう仕事に追われておるわけでありまして、そういうために、訴訟の遅延という現象が今日なお解決できないというふうな状態でございます。今回の書記官の職務の改正によりまして、その中の調査の補助ということを書記官にさせまして、若干の能率を上げたいというふうに考えておるわけでありまして、これが具体的に裁判のどの程度の促進になるかということになります。

と、私も必ずしも具体的な数字的なものを持つてはいるわけではございません。これもやはり各裁判官のやり方であるとかあるいは書記官のそういう仕事に対する今後の習熟であるとか、そういう実質上の成績を積み上げていって、問題解決の一端にすぎないというふうに考えておるわけでありまして、ただいまお尋ねのございました具体的なものは、ただいま私どもの手元にはございません。

○井川伊平君 先ほどの御答弁のうち、全員の書記官がこの法律案に賛成しておるのだというお話がありました。が、今回の改正措置は、書記官の地位の向上を来す、そういうような意図が含まれておるかという点、もしそうであるとすれば、拡張された書

記官の職務の内容の具体的説明と、これを書記官に行なわせることが書記官の地位の向上にどういうような関係で結びついておるか、こういう点の御説明を承りたいと思っております。

○政府委員(津田英君) 今回の裁判所法六十条に付加いたしますところの第三項の改正案でございますが、これは裁判所書記官は本来は現行六十条第二項の「裁判所の事件に関する記録その他の書類の作成及び保管その他の法律に於いて定める事務」これをつかさどるのが本務であります。それで、今度の改正案におきましては「前項の事務を掌る外、裁判所の事件に關し、裁判官の命を受けて、裁判官の行なう法令及び判例の調査その他必要な事項の調査を補助する」ということ、これを法令、判例の調査その他必要な事項の調査は、本来裁判官がやるべき事項でありまして、「その他必要な事項の調査」の内容につきましては、ただいまのこの「法令及び判例の調査」ということが一つの例示になっておるわけですが、その内容について申し上げますと、法律、命令、規則、告示というふうなもの、調査、それからこれらのもとの制定の経過に關するいろいろな資料の調査あるいは裁判例、学説その他参考文献の調査それから規則に基づきまして訴訟手続が適正に法令に従って行なわれたかどうかというこの調査があるいは記録の中の書類が適式であるかどうかというこの調査あるいは複雑な計算等につきまして、本来計算も裁判官が行なうのであります。が、その計算の照合とか、あるいは計算の手助けをするというふうなこと、あるいは犯罪一覽表等の作成されたものにつ

きまして、その内容が始末書あるいは被害届等と合致しているかどうかというふうな点の調査、こういう調査は、本来は裁判官の責任において裁判官が行なう調査でありまして、現在においても主として裁判官が行なっておるわけでありまして、これらの調査につきまして、裁判官を補助するということとあります。従いまして、その一部を裁判官の命を受けて分担することによって補助をする。まあ、一部と申しますか、立て割りの一部という場合もありますし、あるいは何と申しますか、補助的な意味の一部という意味もありましようが、そういう意味の補助をするということが今度加えようとする職務の内容であります。従いまして、現在の記録の作成、書類の作成というところは書記官自体の本来の独自の権限であることはもちろんであります。しかしながら、今度加える事項は、あくまでも裁判官の行なう調査の補助でありまして、しかしながら、内容的に申し上げますと、判例、法令の調査というふうなことで、その他記録について書類が適式であるかどうかの調査というふうな面につきましては、これはやはり相当程度の法律の素養を要するわけでありまして、従いまして、その面におきましては非常に裁判官に近いような仕事の内容にタッチをするというふうなことになりますので、書記官自身の職務内容におきましては、やはり高度のものである、その主体性はあくまでも裁判官にありまざるを得ない、しかしながら、内容自体は法律的には非常に高度なものになっていくというふうなことから、その意味におきまして、この事務が高度であり、従って高

○井川伊平君　書記官の事務の負担量の増加問題についてお伺いするわけでありますが、書記官の職務内容の拡充は、当然事務の負担量の増加を伴うてくるわけであります。今日におきましても書記官は相当忙しいように見聞いたしておるのでありますが、これ以上に書記官の負担が加重をされるといふ結果は、裁判の運営、特に訴訟の適正、迅速の要請に悪い効果をもたらずおそれはないか、こういうことについてお伺いをいたします。

書の御答弁で明瞭になりましたが、書記官の地位の向上、あるいは事務量の増加が予想されるのは、先ほどの御答弁で明瞭になりましたが、書記官に対し、給与面はもとより、将来取得することができるとする資格等の面で、これと見合ふような待遇が考慮されなければならぬと存じますが、現在の点の点におきましては、その点で満足であるという御見解のもとに立つておられるのかどうか、あるいはどういうようにあるかどうか、あるいはどう持てるかどうか、こういう点につきましてお伺いをいたします。

か、権限、それから待遇問題、大へん広範にいろいろおきめになる委員会の性格なり、あるいはその構成ですね、どういふ方々でこの委員会をお作りになつていらつしやるか、大へん重要だと思ひますから……。

○最高裁判所長官代理者（守田直君）

……は、裁判所警備官は裁判所警備に

ものが設立されて、自來十年間ずっと書記官の養成に努めて参つたわけでご

○最高裁判所長官代理者(守田直君)
二十名のうちに書記官は四名入つてお
ります。あとの構成を申し上げます
と、最高裁判所の裁判官が三名、それ
から最高裁判所事務総局からは事務総
長が一名、それから裁判所書記官研修
所長が一名、それから東京高等裁判所
の判事が二名、東京地方裁判所の判事
が二名、東京家庭裁判所の判事が一
名、それから、ただいま書記官と申し
ましたが、それを正確に申しますと、
最高裁判所大法廷首席書記官一名、東

二東京弁護士会弁護士、各一名ずつ、以上二十名であります。

○赤松常子君 ちよつと伺ひまして、裁判所判事さんとか検事さん、ちよつと上の方の方が多くて、ほんとうに書記官の皆さんの声というものがこの機構ではたして反映するかどうかということが、私、心配なのでございます。これはまたいずれ次の問題になろうと思っておりますが……

○委員長(大川光三君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(大川光三君) 速記を始め

○後藤藤隆君 先ほど法律改正を書記官は全部賛成しているのだというふうな答弁があつたのです。私どものところに、書記官はなるほどこの法律を早く成立してもらいたいというふうなふうな陳情書がたくさんあります。書記官でなしに、その下の書記官補ですか、全司法という方からは、反対だというふうな陳情書もあるのですが、その点はどんな関係でそういうことになっているのですか。

○最高裁判所長官代理者(内藤頼博君) 先ほど申し上げましたのは、新しい権限を得ますことにつきましては、裁判所書記官はほとんど全員が賛成しているというのを申し上げたのでございます。ただいまお話のございました、今度は下級職員と申しますか、全司法というふうな立場からまた意見が出ております。これは勤務時間が、先ほど申し上げましたように延長になりますので、その点につきまして反対をしているわけでございます。ですから、権限そのものでなくて――権

限そのものにももちろん全司法にも意見があるように私も聞いておりますが、主として、やはり勤務時間の延長という点に反対があるようでござい

○高田なほ子君 書記官はこの改正を歓迎をしているという御答弁であつたのですが、一見すると実現を希望しております、権限の拡大については希望しておるわけですね。しかし、それは一面だけ言つておることで、この文面からずつと押せば、これを全面的に大歓迎をしているというふうには私どもとれないわけですね。勤務時間の延長、それから待遇の問題等については実に大きな希望条件をつけている。この裁判所法の一部を改正する法律案に関する要書書、これはまあ最高裁判所、高等裁判所、東京地方裁判所、家庭裁判所、簡易裁判所の書記官有志一同、右代表というところで、これは八名ですか、名前を連ねて書いてあるもので、非常に大歓迎だなどというふうにあんなおかしなところの、私は、私はずいぶんおかしなところの、全面的に賛成するなんて何も書いてない。その他の希望条件というものが多く中に含まれておる。そういう希望条件というものは、まだ不足であるからこうしてはしという要望書がつけられておるのでありまして、大歓迎だというふうにとられるというところは、ずいぶんこれはおかしいことだと思つておる。これは、あなたの御答弁に抜けておるわけ

それからも一つは、質問になります。この書記官制度調査委員会では、書記官の権限、このものについていろいろ

検討中であるそうです。がしかし、これはまだ結論が出ていないのです。今の答弁によると。結論が出ていないものだから、一時的な拡充で暫定的なものであると、こういうふうな答弁をされておるのですが、せつかくこの書記官制度調査委員会がまだ書記官の権限について検討中であるものを、なぜあつてふたつに暫定的なものとして出さなければならなかつたのか、この点に疑問が一つあります。それからもう一つの点は、書記官制度調査委員会の答申に基づいて政府から提案した

の、こゝろに答へられておる。答申はたしかにあつたと思つておる。答申の第一は「適正迅速な裁判の実現に寄与するため、裁判所書記官は、事件の処理に必要なる連絡準備その他の補佐的職務を行うこと。」それからもう一つは、第二として「裁判所書記官の待遇については、その職務にふさわしいものとするよう考慮すること。」これが表裏一体の関係になつて答申案が出てきているんですね。この答申案の表裏一体の関係になるものが、まだその結論として完全に出ていないのに、非常に法律を急いで出されたという理由について、私どもは納得に苦しむのであります。どういふわけ

○政府委員(津田実君) 今回の改正案につきましては、提案趣旨の説明にもございまして、裁判所における訴訟の促進による人権擁護の実をあげるといふことの一つの方法として行なうというところでございまして、それで、ただいま裁判所から御説明がありましたように、書記官制度調査委員会におきまし

て、いろいろ審議がなされたのでありまして、それにつきまして、ただいまお話のような答申があつたというところも法務省といたしては承知はいたしておりますけれども、この法律の提案の準備段階におきましては、裁判所としましてはこの趣旨の改正を希望するといふことを法務省として連絡を受けました。法務省におきましていろいろ検討いたしました結果、先ほど申し上げました訴訟の遅延の防止等のために、この方法も一つの適切な方法であるといふことを考えましたがゆゑに提案いたした次第でございまして、裁判所として法務省に要望される趣旨が、書記官制度調査委員会の議事の結果を、あるいはその趣旨を尊重してなされたものかと思つておる。この法律の提案そのものと、この書記官制度調査委員会の答申とは、別に関係がないわけではございません。この委員会は裁判所の内部におけるいわば裁判所の態度をきめる意味の諮問機関でありまして、政府の機関ではございません。政府側ではまあ申し上げるわけでは

○最高裁判所長官代理者(内藤頼博君) 先ほど私が申し上げましたのは、今回の改正によりまして裁判所書記官の新しい権限が得ますことにつきましまして、書記官はほとんど全員が賛成をいたしておることと申し上げたのであります。先ほど申し上げましたが、さらに勤務時間の延長、あるいは待遇の問題、こゝろの問題につきましては、なお多くの問題があることは、先ほど高田委員の申された通りであります。決して今日これがあるべき理想的な書記

官制度であるといふことは私ども考えておりませんし、書記官諸君もやはり同様に考えていることと存じます。これは全く将来の解決に待たなければならぬ問題であるといふことを私どもも考えているわけでございます。それから今回書記官制度調査委員会の答申に基づきまして、政府の方に連絡いたしましたわけではございますが、これにつきましては、実は書記官制度の改正といふことは、先ほど申し上げましたように、最高裁判所の懸案になつておるわけではございまして、今回の改正は今日で改正をするといふことを考えたわけではございません。裁判の適正、迅速といふことのために、あるいは書記官の職務の実質向上のために、いろいろ多くなされなければならぬことがあるわけではございまして、今日の段階におきましてはなすべき改正だけをお願いしたわけではございません。これはやはり裁判所書記官制度調査委員会がなお今後ともいろいろな問題を検討して参りますので、もちろん最終的な結論ではございませんけれども、やはりこゝろの問題はそれとあつて、実情に即してステップ・バイ・ステップに改

○高田なほ子君 ほとんど書記官はこの改正に賛成をされているという、この表現もなかなかニュアンスのある表現ですね。裏を返して言つと、全司法の労働組合だけが反対をしていて、あと

従ひまして、今後はなお検討を続けまして、書記官制度の改正、充実に努めて参りたいというふうにと考えておる次第でございます。

○高田なほ子君 ほとんど書記官はこの改正に賛成をされているという、この表現もなかなかニュアンスのある表現ですね。裏を返して言つと、全司法の労働組合だけが反対をしていて、あと

の者は賛成をしているのだという、この考え方は、私はまずいと思う。そういうような考え方は、書記官という一連の仕事に携わる人の考え方を、上に立つ者が、組合に入っている者はこういふ考え方で、組合とはまた反対の考え方もあるのだという考え方は、これはおかしいと思う。労働組合は、やはり司法の場合は、いろいろの労働条件について、下の一人々々の人の要求をとり上げる一つの民主的なこれは団体なのでありますから、全司法だけが反対してあとの書記官は賛成をしているのだというように意味に取られると、これは問題があると思います。私はこの問題を今ここで詳しく究明したくはありませぬけれども、ただ一つ、あなたがそういう考え方を持っていていられるのではないかと、はなはだ私は遺憾の意を表さざるを得ないので、この点について釈明していただきたいことが一つ。

それから裁判所書記官制度調査委員会で検討中のいろいろのことを御答弁があったのですが、法務省の方では、訴訟の遅延の現状を救済するためこの法律改正を出したので、何らこの機関とは関係がないのだというふうに答弁をされているのですが、政府といふのは一体あれですか、官僚だけの考え方で何でもやってもいいのですか。かりに政府機関であらうがなかなうが、裁判官の、あるいは書記官の権限といふものについて、特に権威あるこの二十名が構成しているものの委員会を出される答申というものは、政府自体がこれを尊重しなければならぬものであって、何も関係がないというような御答弁は、私には納得ができない、どう

ういう一体考え方をこの書記官調査委員会に対して法務省は持っているのか、きわめて基本的な問題だと思いませんか、この点を明らかにせられたい。

○最高裁判所長官代理者(内藤頼博君) 私からお答えをまず申し上げます。

先ほど申し上げました書記官がほとんど全員歓迎しているというその気持を申し上げましたのは、先ほど来申し上げております書記官制度の改正、書記官の職務の内容の向上ということにつきまして、年来最高裁判所で検討いたしておるわけでございますけれども、これにつきましては、書記官もやはり年来その実現を念願しているわけでございます。今度の改正も、その一つのステップとしてなされるわけでございまして、そういう意味におきまして、書記官がやはりこれを念願の一つの現われとして歓迎するということをお願いして歓迎するということをお願いして、いろいろ勤務条件の問題等がございまして、この点につきまして書記官なりあるいは組合員なりいろいろな意見があることは、これは私も承知しておるわけでござい

ます。

○政府委員(津田実君) 裁判所書記官制度調査委員会につきましては、最高裁判所の規則によって定められておるわけであります。その規則第一条によりまして、この委員会は、最高裁判所の監督に属し、その諮問に依りて、裁判所書記官制度に関する必要事項を調査、審議する、こういうことになっております。要するに、最高裁判所が司法、行政上、責任を果たすために必要な諸種の事項を、書記官制度に

関して諮問をするということが、この調査委員会の趣旨であります。従いまして、その諮問によって最高裁判所がいろいろ司法、行政について必要な立法等につきましても、その態度をきめる一つの大きな有意味な資料だと思っております。その資料となる委員会だと思っております。従いまして、法務省あるいは政府といたしましては、その諮問によって、最高裁判所が諮問した結果をきめられる最高裁判所の態度を、連絡を受けてそれによって判断をするということ、司法と行政とのいわば三権分立の限界をつける一つの有力な方法であるというふうに考えるわけであります。

かりに裁判所書記官調査委員会というものをきめられましても、事柄が法務に関する重要な事項でありますれば、当然法制審議会に諮問せざるを得ないわけでありまして、従いまして、そういう意味におきまして、もちろん法務省としてこの委員会の趣旨を尊重しないということではありませぬけれども、そういうわけだけには、はつきりつける必要があるというふうに考えている次第でございます。

○高田なほ子君 それは司法と行政とのけじめをつけるということとは、今さら言うまでもないことだと思ひます。だからといって、全然これが関係がないという考え方は、私はおかしいと言ひます。書記官の権限に伴つて書記官の待遇といふものがうらはらに答申として出されているんです。待遇といふものについては、当然法務省としては最善の策をもつて私は立法されるべきだと思ひます。ところが、たまたま準備段階で訴訟が遅延しているから、まあこれを、権限を拡大する、同時に時間を延長してこの穴を埋めようという、そういう弥縫的なやり方についていろいろな問題が起つてきているんでありますから、やはり裁判所の諮問機関であるこの書記官制度調査委員会といふものがまだ検討中であるというのでありますから、これについては相当やはり関係を深くして研究をしていただくことが必要なのではないでしようか。無関係だといふ考え方については、私は納得ができないんです。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して十五日を経過した日から施行する。

2 運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第三十二 削除

第二十七条第一項第五号中「鉄道公安職員の指名及びその職務の監督並びに」を削る。

(証人等の被害についての給付に関する法律の一部改正)

3 証人等の被害についての給付に関する法律(昭和三十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「鉄道公安職員を含むものとし」を削る。

(経過規定)

4 この法律の施行前に、証人等の被害についての給付に関する法律に規定する刑事事件に關し、鉄道公安職員に對し同法に規定する供述をし、又はその供述の目的で出頭し、若しくは出頭しようとしたことに係る同法の規定の適用については、なお従前の例による。

四月十五日日本委員会に左の案件を付託された。

一、裁判所法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月二十一日)

一、裁判官の災害補償に関する法律案(予備審査のための付託は三月三十一日)

四月十五日日本委員会に左の案件を付託された。

一、裁判所職員の勤務時間延長反対等に関する請願(第一七八七号)(第一七八八号)(第一七八九号)(第一七九〇号)(第一七九一号)(第一八八二号)(第一八八三号)(第一九〇二号)

一、でい酔犯罪者に対する保安処分法制定促進に関する請願(第一七九五号)(第一八八六号)

第一七八七号 昭和三十五年四月二日受理

裁判所職員の勤務時間延長反対等に関する請願

請願者 香川県高松市屋島西町二、二六三 浜田美代子外三名

紹介議員 千葉 信君

最高裁判所は、きたる四月一日から裁判所職員中書記官、調査官のみに対し、一週四十四時間の勤務時間を五十二時間に延長し、その引き替えに俸給の調整額を八パーセント増加しようとしているが、それでは実質賃金の低下になるばかりでなく、勤務時間を短縮しようとする世界の大勢に逆行し、職員の待遇を悪化するものであるから、これを中止する措置を講ぜられるとともに、裁判所職員の行政処分に対する公平委員会制度は、処分を行なつた最高裁判所がみずから公平委員を選定し、最後の判定も行なうことになつ

ているのは、客観的に公平を期しがたい制度であるから、公平委員は、処分を行なつた最高裁判所並びに下級裁判所の関係者以外の第三者によつて構成されるよう、裁判所職員臨時措置法の一部をすみやかに改正せられたい。なお、行政職俸給表(三)を廃止するよう措置せられたいとの請願。

第一七八八号 昭和三十五年四月二日受理

裁判所職員の勤務時間延長反対等に関する請願(三通)

請願者 福井市宝永上町一〇五田中豊外十三名

紹介議員 橋岡 哲夫君

最高裁判所は、きたる四月一日から裁判所職員中書記官、調査官のみに対し、一週四十四時間の勤務時間を五十二時間に延長し、その引き替えに俸給の調整額を八パーセント増加しようとしているが、それでは実質賃金の低下になるばかりでなく、勤務時間を短縮しようとする世界の大勢に逆行し、職員の待遇を悪化するものであるから、これを中止する措置を講ぜられるとともに、裁判所職員の行政処分に対する公平委員会制度は、処分を行なつた最高裁判所がみずから公平委員を選定し、最後の判定も行なうことになつて

いるのは、客観的に公平を期しがたい制度であるから、公平委員は、処分を行なつた最高裁判所並びに下級裁判所の関係者以外の第三者によつて構成されるよう、裁判所職員臨時措置法の一部をすみやかに改正せられたい。なお、すみやかに公務員の給与を一律三千円引き上げられたいとの請願。

第一七八九号 昭和三十五年四月二日受理

裁判所職員の勤務時間延長反対等に関する請願

請願者 北海道小樽市緑町五ノ五 小野博

紹介議員 千葉 信君

この請願の趣旨は、第一七八八号と同じである。

第一七九〇号 昭和三十五年四月二日受理

裁判所職員の勤務時間延長反対等に関する請願

請願者 香川県高松市高松町済田 渡辺勉外十九名

紹介議員 千葉 信君

最高裁判所は、きたる四月一日から裁判所職員中書記官、調査官のみに対し、一週四十四時間の勤務時間を五十二時間に延長し、その引き替えに俸給の調整額を八パーセント増加しようとしているが、それでは実質賃金の低下になるばかりでなく、勤務時間を短縮しようとする世界の大勢に逆行し、職員の待遇を悪化するものであるから、これを中止する措置を講ぜられるとともに、裁判所職員の行政処分に対する公平委員会制度は、処分を行なつた最高裁判所がみずから公平委員を選定し、最後の判定を行なうことになつ

ているのは、客観的に公平を期しがたい制度であるから、公平委員は、処分を行なつた最高裁判所並びに下級裁判所の関係者以外の第三者によつて構成されるよう、裁判所職員臨時措置法の一部をすみやかに改正せられたいとの請願。

第一七九二号 昭和三十五年四月二日受理

裁判所職員の勤務時間延長反対等に関する請願

請願者 滋賀県伊香郡高月町雨ノ森 高橋重助外百二十四名

紹介議員 矢嶋 三義君

この請願の趣旨は、第一七九〇号と同じである。

第一八八二号 昭和三十五年四月六日受理

裁判所職員の勤務時間延長反対等に関する請願

請願者 福井市牧ノ島下町二九上野清重外三名

紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第一七八八号と同じである。

第一八八三号 昭和三十五年四月六日受理

裁判所職員の勤務時間延長反対等に関する請願

請願者 福井市四ツ井木町川瀬黒外十三名

紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第一七九〇号と同じである。

第一九〇二号 昭和三十五年四月七日受理

裁判所職員の勤務時間延長反対等に関する請願

請願者 福島県耶麻郡塩川町宇竹屋丙六 辺見善七郎外二十名

紹介議員 大河原 次君

この請願の趣旨は、第一七九〇号と同じである。

第一七九五号 昭和三十五年四月四日受理

でい酔犯罪者に対する保安処分法制定促進に関する請願

請願者 東京都世田谷区下馬町二ノ四九日本キリスト教婦人矯風会都南支部内 平田成子

紹介議員 西郷吉之助君

国民の飲酒量は年々増加して、でい酔者はちまたにはらんし、また、家庭は破壊され、飲酒に関連する犯罪は増加の一途をたどっている。とくに酒を嗜好する不良少年の増加は真に憂うべきものがあるから、社会の安寧秩序を保持するため悪質でい酔犯罪者は適当に処罰し、かつ、矯正して明るい社会が建設されるよう、一刻もすみやかに保安処分法を制定せられたいとの請願。

第一八八六号 昭和三十五年四月六日受理

でい酔犯罪者に対する保安処分法制定促進に関する請願

請願者 佐賀県唐津市城内東二ノ門常安方日本キリスト教婦人矯風会唐津支部内 山城ひで

紹介議員 鍋島 直紹君

この請願の趣旨は、第一七九五号と同じである。